

匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会

平成24年9月定例会

会 議 録

匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会

平成24年9月定例会

1. 招集の日時 平成24年8月7日 午前10時
2. 招集の場所 匝瑳市ほか二町環境衛生組合
松山清掃工場 2階 会議室
3. 開会、散会の日時 開 会 平成24年8月7日 午前10時
散 会 平成24年8月7日 午前11時35分
4. 出席議員の氏名 議 長 佐藤 晴彦
副 議 長 山崎 剛
2 番 椎名 義光
3 番 加瀬 芳廣
4 番 鈴木 唯夫
5 番 行木 光一
6 番 佐藤 悟
5. 地方自治法第121条の規定による出席者
管 理 者 太田 安規
副 管 理 者 菅澤 英毅
会 計 管 理 者 勝田 和子
事 務 局 長 川島 正巳
事 務 局 次 長 石橋 清

匝 瑳 市 環 境 生 活 課 長 鈴 木 茂

多 古 町 生 活 環 境 課 長 大 木 信 一

横 芝 光 町 環 境 防 災 課 長 土 屋 文 雄

6. 職務のため議場に参加した事務局職員の氏名

主 査 高 山 健

7. 議 事 日 程

日程第 1 開 会

日程第 2 議席の指定

追加日程 1 議長の辞職の件

追加日程 2 議長選挙

日程第 3 会期の決定

日程第 4 会議録署名議員の指名

日程第 5 報告第 1 号、議案（第 1 - 3 号）の上程

報告第 1 号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定
及び和解について）

議案第 1 号 平成 2 3 年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般
会計歳入歳出決算認定について

議案第 2 号 平成 2 4 年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般
会計補正予算（第 1 号）について

議案第 3 号 匝瑳市ほか二町環境衛生組合廃棄物の処理及び
清掃に関する手数料条例の一部を改正する条例

の制定について

日程第 6 提案理由の説明

日程第 7 質 疑

日程第 8 討 論

日程第 9 採 決

日程第 10 一般質問

日程第 11 閉 会

8. 会議に付した事件

報告第 1 号 専決処分の報告について(損害賠償の額の決定及び和解について)

議案第 1 号 平成 23 年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について

議案第 2 号 平成 24 年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計補正予算(第 1 号) について

議案第 3 号 匝瑳市ほか二町環境衛生組合廃棄物の処理及び清掃に関する手数料条例の一部を改正する条例の制定について

9. 議 事 の 経 過

【開会：午前 10 時】

鈴木議長 おはようございます。

本日は、匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会平成 24 年 9 月定例会にご参集いただきまして誠にありがとうございます。

これより、匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会平成 24 年 9 月定例会を開

会いたします。

なお、本日は、全議員出席ですので会議は成立いたしました。

次に、本定例会に地方自治法第121条の規定に基づく議長の出席要求に対する議案の説明員として出席する者及び委任指名を受けた説明補助者の職氏名は、別紙一覧表のとおりであります。

よって、お手元に配付いたしました印刷物によりご了承願います。

議案の配布漏れはございませんか。

(「なし」の声)

鈴木議長 それでは、直ちに会議を開きます。

鈴木議長 日程第2、議席の指定を行います。

ただいま着席されている議席を本議席に指定いたします。

なお、議員諸君の氏名とその議席番号については、お手元に配付いたしました議席表をもってご了承願います。

鈴木議長 ここで暫時休憩いたします。

山崎副議長 休憩前に引続き会議を開きます。

山崎副議長 議長鈴木唯夫議員より議長辞職の辞職願が提出されましたので、地方自治法第106条第1項の規定により副議長が議長の職を行います。

山崎副議長 議長鈴木唯夫議員より議長職の辞職願が提出されております。

山崎副議長 お諮りいたします。

この際、議長の辞職の件を本日の日程に追加し、議題として先議いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

山崎副議長 異議なしと認めます。

よって議長辞職の件を本日の日程に追加し、議題として先議することに決しました。

山崎副議長 議長辞職の件を議題とします。

山崎副議長 鈴木唯夫議員の退場を求めます。

山崎副議長 川島事務局長をして辞職願を朗読させます。

山崎副議長 川島事務局長。

川島事務局長 それでは、朗読いたします。

辞職願 平成24年8月7日

匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会副議長山崎 剛様

匝瑳市ほか二町環境衛生組合議長鈴木唯夫

このたび、一身上の都合により議長を辞職したいので、地方自治法第百八条の規定により、許可されるよう願います。

以上です。

山崎副議長 ただいま朗読したとおりでございます。

お諮りいたします。

鈴木唯夫議員の議長辞職を許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

山崎副議長 ご異議なしと認めます。

よって、鈴木唯夫議員の議長辞職を許可することに決しました。

山崎副議長 鈴木唯夫議員の入場を許します。

山崎副議長 ただいま、議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、議長選挙を日程に追加し、議長選挙を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

山崎副議長 これより議長選挙を議題とします。

山崎副議長 お諮りいたします。

議長選挙が議題となっております。

選挙の方法については、地方自治法118条2項の規定によって指名推選によって行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

山崎副議長 異議なしと認め、指名推選することに決定いたしました。
副議長において指名推選することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

山崎副議長 議長に佐藤晴彦議員を指名いたします。
お諮りします。
ただいま指名いたしました佐藤晴彦議員を議長の当選人と定めること
にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

山崎副議長 異議なしと認めます。
よってただいま指名いたしました佐藤晴彦議員が議長に当選されまし
た。

山崎副議長 ただいま、佐藤晴彦議員が議長に当選されましたので本席から会議規則
第31条第2項の規定により告知いたします。

ただいま、議長が選出されましたので、議長代理の職務を全部終了させ
ていただき、佐藤議長と交代いたします。

それでは、佐藤議長、議長席にお着き下さい。

佐藤議長 ただいまご推選いただきました佐藤でございます。

匝瑳市ほか二町環境衛生組合発展の為に、微力ながら努力させていただ
きます。今後とも皆様方のご指導ご協力をよろしくお願い申し上げまして
議長の任につかさせていただきます。

佐藤議長 日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期については、本日1日限りといたしたいと思いますが、
これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

佐藤議長 それでは異議なしと認め、本定例会は本日1日限りといたします。

佐藤議長 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第70条の規定により議長が指名いたします。2番椎名義光議員と6番佐藤 悟議員の両名を指名いたします。

佐藤議長 日程第5、これより報告第1号及び議案第1号から議案第3号について、一括上程にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

佐藤議長 異議なしと認め、一括上程といたします。

佐藤議長 日程第6、これより管理者から挨拶を兼ねまして、提案理由の説明をお願いいたします。

太田管理者 はい、議長。

佐藤議長 はい、管理者。

太田管理者 皆様、おはようございます。

本日は、平成24年9月定例会をお願いいたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、公私にわたりご多忙中のところ、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

それでは、初めに当組合の施設の概況について、申し上げます。

松山清掃工場につきましては、設備や使用機械の老朽化が著しく、大変厳しい状況の中、現状を維持するために適正な維持管理に努めておるところであります。

また、山桑メモリアルホールについても、稼働後10年以上が経過しておりまして、維持管理に対する見直しを検討しなければならない状態と考えております。

このような状況下におきまして、東京電力の電気料値上げにより、これから夏本番ということで、節電への取り組みも加わるなど、厳しい状況が続いていることから、今後の課題といたしまして検討していく予定であります。

いずれにいたしましても、施設の問題は早急な課題ではありますが、現在

東総地区の3市で進めております、広域ごみ処理施設の建設計画につきましては、関係市で協議検討を重ね、早期の建設に向けて鋭意努力しているところであります。

これから本定例会に提出します案件についてご説明いたします。案件は4件でございます。

ただいまから、提案理由をご説明申し上げます。

報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）

本件は、作業中に朽ちた立木を処分した際に起因する自動車の交通事故について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

議案第1号 平成23年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について

本案は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第1項の規定により、平成23年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計歳入歳出決算書が会計管理者から関係書類と共に提出されましたので、同条第2項の規定により監査委員の審査に付しましたところ、別冊のとおり審査意見書が提出されました。

よって同条第3項の規定により、議会の認定を求めるため提案いたしました次第であります。

議案第2号 平成24年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）について

本案は、歳入歳出それぞれ1,171万1千円を追加し、平成24年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計の総額を、歳入歳出それぞれ7億6,533万8千円といたしたく提案いたしました次第であります。

初めに、第1表歳入歳出予算補正のうち歳入について申し上げますと、5款繰越金1,171万1千円を追加するものであります。

次に、歳出予算について申し上げますと、3款衛生費1,171万1千円を追加するものであります。

議案第3号 匝瑳市ほか二町環境衛生組合廃棄物の処理及び清掃に関する手数料条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、予ねてから要望のありました資源ごみ袋(小)の作成に伴い、条例の改正をいたしたく提案した次第であります。

以上でございますが、よろしくご審議をいただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

佐藤議長 管理者の挨拶並びに提案理由の説明が終わりました。

佐藤議長 この際、お諮りいたします。

これより、日程第7、質疑に入りますが上程されました報告1件、議案3件は逐条審議といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

佐藤議長 異議なしといたします。

お諮りをいたします。

報告第1号 専決処分の報告について(損害賠償の額の決定及び和解について)を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに事務局長の内容説明を求めます。

川島事務局長 はい、議長。

佐藤議長 はい、事務局長。

川島事務局長 それでは、報告第1号専決処分の報告について(損害賠償の額の決定及び和解について)ご説明いたします。地方自治法第180条第1項の規定によりまして、管理者において専決処分をすることができる交通事故に関する1件100万円以下の損害賠償の額の決定及び和解に関することと指定されております。

この専決処分につきましては、同条第2項の規定により、議会への報告をすることとなっておりますので、専決処分をしたものについて報告する

ものでございます。

資料の2枚目をご覧ください。事故の概要といたしましては、平成24年1月11日に一般廃棄物選別施設等用地内で枯れた立木を油圧ショベルで撤去していたところ誤って、市道4019号線に立木を落とした際に市道を直進してきた自動車の左前下部が接触しまして、車に損傷を与えてしまったものです。

相手方の修繕費は、104,175円で過失割合につきましては、当組合が100%となっております。

この補償につきまして、自動車損害共済保険で対応いたしました。

和解の相手といたしましては、匝瑳市八日市場イ2644番地藤井滋樹さんです。平成24年2月7日に示談となりまして、2月20日に修理代金等が支払われたものであります。

今後は、注意いたしまして事故のないよう安全対策に努めたいと思います。

以上です。

佐藤議長 事務局長の説明が終わりました。

質疑を行います前に予め申し添えます。

会議規則第46条により、1つの議案に対する質疑は、1人3回までとなっております。

また、質疑については、議案の範囲とし重複する事項を避け、円滑な議事運営ができますようご協力をお願いいたします。

それでは、質疑を許します。

ございませんか。

(「なし」の声)

佐藤議長 ないようですので、これをもって報告第1号の質疑を打ち切ります。

佐藤議長 議案第1号 平成23年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに事務局長の内容の説明を求めます。

川島事務局長 はい、議長。

佐藤議長 はい、事務局長。

川島事務局長 それでは、議案第1号 平成23年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一
般会計歳入歳出決算内容についてご説明いたします。

平成23年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計歳入歳出決算書
歳入については、事項別明細書により説明いたします。

6頁をご覧ください。歳入1款分担金及び負担金の収入済額は、5億5,
173万8千円で前年度より1,319万9千円で2.3%の減でした。

負担金の構成市町別内訳は、備考欄に記載のとおりで匝瑳市は、3億
2,886万3千円の負担額で59.6%の負担率です。多古町は1億
2,440万6千円で22.6%の負担率です。横芝光町は9,846
万9千円の負担額で、17.8%の負担率となります。

2款使用料及び手数料収入済額は1億6,286万8千440円で、
予算現額に対して105.6%の収入率で昨年度より、775万8千円
で4.5%の減となりました。

このうち1項1目火葬場使用料の収入済額は、3,005万8千84
0円で予算現額に対して、121.6%の収入率で、前年度より318
万8千円で9.6%の減となりました。

前年度より火葬分で29件、式場分で16件が減となっております。
使用料の内訳については、備考欄記載のとおりです。

7頁をご覧ください。2項1目ごみ収集処理手数料の収入済額は、1億
3,280万9千600円で予算現額に対して、102.5%の収入
率で前年度より457万円で3.3%の減となりました。

ごみ収集袋の売払い代金のうち可燃ごみ用の収集袋(大)は前年度と
比較しまして、10万4千760枚、金額で419万400円の減が主
な理由となっております。

8頁をご覧ください。次に2節自家搬入ごみ処理手数料の収入済額5,106万3千700円は予算現額に対して、102.9%の収入率で、前年度とほぼ同額となります。

3款財産収入の収入済額は、1,956万5千135円で予算現額に対して180.8%の収入率で前年度より、189万5千322円で10.7%の増となっております。

このうち、1項財産運用収入1節の基金利子の収入済額は、30万7千64円で予算現額に対して、61.4%の収入率で前年度より4万4千294円で12.6%の減となりました。これは財政調整基金の預金利子となります。

2項財産売払収入1節物品売払収入の収入済額は、1,925万8千71円で予算現額に対して、186.6%の収入率で前年度より193万9千616円で11.2%の増となりました。これはペットボトル、缶類、雑誌等の資源ごみリサイクルによる売払収入となります。

4款繰入金は、財政調整基金からの繰入金で収入としてはありません。

9頁をご覧ください。5款繰越金収入済額は、1,972万7千406円で前年度より、1,297万564円で39.7%の減となりました。これは平成22年度からの繰越金となります。

6款諸収入の収入済額は、67万3千694円で予算現額に対して、160.8%の収入率で前年度より23万4千151円で、53.3%の増でありました。これは預金利子、雑入になります。

歳入合計の収入済額は、7億5,457万2千675円で予算現額に対して100.96%の収入率で前年度より、3,179万8千091円で4%の減となりました。

以上が決算書歳入の説明とさせていただきます。

続いて、歳出の説明を申し上げます。歳出についても事項別明細書によりご説明申し上げます。

10頁をご覧ください。1款議会費の支出済額は、9万4千954円で、予算現額に対して、74.8%の執行率で前年度より4千341円で4.8%の増でした。

2款総務費の支出済額は、1億1,339万4千808円で予算現額に対して、95.8%の執行率で前年度より2,801万8千297円で19.8%の減となりました。

このうち、1項総務管理費の支出済額は1億1,337万88円予算現額に対して95.8%の執行率で前年度より2,801万8千476円で、19.8%の減であり、494万2千912円の不用額が生じております。

14頁をご覧ください。2款2項監査委員費の支出済額は、2万4千720円で予算現額に対して、95.1%の執行率です。

3款衛生費の支出済額は、4億3,215万5千429円で予算現額に対して、97.4%の執行率で前年度に比較し、2,023万1千285円で、4.9%の増となりました。

需用費で、123万2千468円、委託料で、75万2千597円の不用額が生じております。

需用費の不用額の内訳としましては、消耗品費で24万1千239円、燃料費で56万7千145円、光熱水費で42万3千84円、印刷製本費で1千円となっております。

15頁をご覧ください。委託料の主な不用額につきましては、常駐警備の支出済額が、67万1千160円となっておりまして、植栽整備業務の支出済額64万6千985円こちらのそれぞれが、予算を下回った執行となったことによるものです。

17頁をご覧ください。3款2項清掃事業費の支出済額は、3億7,605万3千544円で予算現額に対して、97.3%の執行率で前年度と比較して、2,176万3千888円で6.1%の増で、1,040万2千456円の不用額が生じております。

18頁をご覧ください。需用費で、197万9千550円の不用額が生じ、燃料費196万8千805円の不用額が主なものとなっております。

役務費では、356万5千550円の不用額が生じた理由としましては、電気集塵機・煙道清掃手数料等で、それぞれ予算を下回って執行となったことによるものでございます。

20頁をご覧ください。委託料で、282万6千720円の不用額が生じた理由は、焼却灰処理業務等で予算を下回って執行となったものでございます。

24頁をご覧ください。備品購入費で、186万4千370円の不用額が生じた理由は、補正予算で取得した油圧ショベルが、予算上1,300万円これは予算を下回って執行したことによるものでございます。

25頁をご覧ください。4款公債費の支出済額は、1億8,221万5千498円で、昨年度と同額となっております。

歳出合計の支出済額は、7億2,786万689円で不用額が1,951万3千311円でした。

予算現額に対して、97.4%の執行率で前年度に比較して778万2千671円で、1.1%の減となりました。

以上が決算書4頁の歳出に対する説明とさせていただきます。

つづきまして、平成23年度実質収支に関する調書についてご説明申し上げます。

27頁をご覧ください。1. 歳入総額7億5,457万2千675円、2. 歳出総額7億2,786万689円、3. 歳入歳出差引額2,671万1千986円、4. 翌年度へ繰越す財源はありません。

5. 実質収支額2,671万1千986円、6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額1,400万円となります。

平成23年度財産に関する調書についてご説明申し上げます。

29頁をご覧ください。1番の公有財産(1)土地及び建物については、前年度と同じく増減はありません。

30頁をご覧ください。2番の物品につきましては、区分の上から14番目油圧ショベルについて、前年度末現在高1台が決算年度中増減高1台で、決算年度末現在高が2台となります。

31頁をご覧ください。収集ごみ袋棚卸高内訳につきましては御覧のとおりですので、ご確認お願いいたします。

3番基金(1)の財政調整基金につきましては、前年度末現在高3億3,935万620円、決算年度中増減高3,130万7千64円、決算年度末現在高3億7,065万7千684円となります。

平成23年度地方債に関する調書についてご説明申し上げます。

33頁をご覧ください。平成23年度地方債明細表となります。借入額の合計で、18億1,200万円となります。

年度中償還額で元金合計1億7,313万4千449円、利子の合計で908万1千49円、年度中償還額合計になりますと、1億8,221万5千498円、未償還元金の合計額は、5億8,669万6千370円です。

続きまして、平成23年度匝瑳市ほか二町環境衛生組一般会計歳入歳出決算に係る主要施策の成果についてご説明申し上げます。

主には決算書3款によるものとなります。1頁をご覧ください。3款火葬場事業費内容につきましては、葬祭施設の適正な維持管理を行い、環境の保全と地域住民の福祉向上に努めました。

予算現額5,818万円で決算額5,610万2千円です。

96.4%の執行率となります。

前年度に比較して153万2千円の減となりました。

次に火葬場の利用実績についてですが、合計で1,033件前年度に比較しまして29件の減、管内利用につきましては、合計で935件、管外利用が合計で98件となっております。

式場利用の実績としましては合計で95件、管内利用は93件、管外利

用が2件です。

遺族控室の実績は合計で160件、霊安室の利用実績は合計で30件となります。

2頁をご覧ください。火葬場事業費の主な歳出内容についてご説明申し上げます。

1番で嘱託職員賃金の209万3千円は、山桑メモリアルホール場長1名分の賃金となります。

4番燃料費関係660万1千円は、火葬炉で使用しますプロパンガス等になります。

6番光熱水費関係で601万4千円を支出しております。

7番修繕費関係186万円を支出いたしました。

13番で受付運営・火葬業務委託料の2,910万6千円は火葬受付業務6名分の業務委託料であります。1日常時4名以上のローテーション勤務の契約で事務に2名、火葬2名の内容となります。

3頁をご覧ください。31番緊急事業として変電施設改修工事を実施しております。94万5千円です。

以上が火葬業務に関するものとなります。

4頁をご覧ください。塵芥処理につきましては、焼却施設の適正な維持管理を図り、1市2町から収集・運搬した一般廃棄物を処理し、生活環境及び公衆衛生の維持向上に努めました。

予算現額で、3億8,645万6千円に対しまして、3億7,605万4千円の決算額で97.3%の支出率で、前年度より2,176万4千円で6.1%の増となっております。

ごみの収集実績は、平成22年度と比較しまして収量で、112tの増となっております。

可燃ごみにつきまして前年比306tが増加していますが、この中に昨年3月からの東日本大震災に係る廃棄物が搬入されております。

年度内で788tの廃棄物が搬入されておりますので、これも含まれていることとなります。

5頁をご覧ください。1番で嘱託職員の賃金等385万5千円は嘱託職員2名分の人件費となります。

3番消耗品費3,775万8千円の決算額です。これはごみの収集袋及び薬品購入費関係等となります。

8番修繕料8,317万9千円の決算額となります。前年度より80万3千円の減となります。

内容につきましては、参考資料の4番をご確認願いたいと思います。

6頁をご覧ください。16番で電気集塵機・煙道清掃手数料は毎年実施しているものとなります。361万7千円の決算額となります。

7頁をご覧ください。34番一般廃棄物収集運搬業務委託料につきましては、7,393万8千円の決算額で可燃ごみ、資源ごみ収集運搬業務に係る委託となります。

内訳で匝瑳市の外周部を東起クリーンサービス、旧野栄・旧光地区を東総リサイクルセンター、多古町を五十嵐商会に業務委託をしているものであります。契約日はそれぞれ異なりますが、5年間の長期継続契約となっております。

資源ごみにつきましては、共同リサイクルへの委託事業となっております。

一番下にありますその他のごみ処理につきましては、処分場での仕分業務委託となっております。36番松山清掃工場運転管理業務委託料につきましては、4,515万円の決算額です。

これは午後4時30分から翌0時30分までの焼却運転業務の委託となります。

38番焼却灰運搬業務委託料482万8千円の決算額で、処理委託業者は中央電気及び埼玉ヤマゼンの運搬経費となります。

39番には、焼却灰処理業務委託料4,084万8千円これは平成23年度末で、焼却灰の処理委託業者はリスク分散の意味もありまして、2社に業務を委託しております。

8頁をご覧ください。52番備品購入費の主なものは、油圧ショベル1,111万3千円になります。

以上が概要となります。

続きまして、平成23年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計歳入歳出決算審査意見書についてご報告をいたします。

去る7月20日当組合事務所会議室において、石井代表監査委員、鈴木監査員の両監査員に決算の書類審査を受けまして、総論のとおりご意見をいただきましたので、ここにご報告をいたします。

以上で説明とさせていただきます。

佐藤議長 事務局長の説明が終わりました。

それでは、質疑を許します。

椎名議員 はい、議長。

佐藤議長 はい、椎名議員。

椎名議員 歳入のところで、財産収入の増加で資源ごみ等の売払代金が増加した理由はどのようなことですか。

川島事務局長 はい、議長。

佐藤議長 はい、事務局長。

川島事務局長 主には、ペットボトル等の売却益となります。ペットボトル等につきましては再商品化ということで、日本容器包装リサイクル協会に出しましてそちらからの売却益が入るようになっております。

平成22年度につきましては、リサイクル協会が約316万円に対して平成23年度については、714万円ではほぼ倍となっております。これにつきましては、それぞれの再商品化の実績に応じてリサイクル協会からこちらに売却益として入るものであります。約倍となっております。

椎名議員 はい、議長。

佐藤議長 はい、椎名議員。

椎名議員 扱う量は平常ペースで行っているわけですし、在庫や急にペットボトルが増えたことなのか単価が変わったのか、扱い量や単価の説明をお願いします。

川島事務局長 はい、議長。

佐藤議長 はい、事務局長。

川島事務局長 平成22年と平成23年の扱い量としましては、それほど増えていることはないのですが、単価の変動が影響しているのではないかと思います。

石橋次長 はい、議長。

佐藤議長 はい、次長。

石橋次長 この容器包装リサイクル協会というところに、ペットボトルは容器包装リサイクル法の関係でお願いをしています。

もともとは、ペットボトル逆有償ということで売却ができないからということで、容器包装リサイクル協会でビン・缶と一緒に容器を作っている団体と飲料を入れる団体の赤字分を補てんする目的で当初は始まっています。

その後、中国のバブルやオリンピックの時に中国に輸出をすれば、ペットボトルが売れるということがありまして、法律も協会から補填しなければならぬものを、有償売却を認めまして、容器包装リサイクル協会が国の省庁の立会のもとで、全国的に有償入札ができるようになりまして、その売却益が市町村に返ってくるようになります。

平成22年度より平成23年度のほうが単価が高かったという認識をしております。

以上です。

佐藤議長 他には。

(「なし」の声)

佐藤議長 ないようですので、議案第1号の質疑は打ち切ります。

佐藤議長 議案第2号 平成24年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに事務局長の内容説明を求めます。

川島事務局長 はい、議長。

佐藤議長 はい、事務局長。

川島事務局長 それでは、議案第2号平成24年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

資料の1頁をご覧ください。歳入に1, 171万1千円を追加しまして、歳入歳出の総額をそれぞれ7億6, 533万8千円にするものでございます。

2頁をご覧ください。歳入につきましては、5款繰越金1項繰越金を1, 171万1千円を補正し歳入合計額を7億6, 533万8千円とするものです。

歳出3款衛生費2項1目11節光熱水費1, 171万1千円を補正するものです。

これにつきましては、本年4月より東京電力の電気使用料金が値上がりしたことによる光熱水費の補正となります。

平成23年度の松山清掃工場の電気使用量は167万5千KW 支出では2, 700万円の支出でありましたが、平成24年度の4月から6月までのデータを見ますと、前年同月と比較しますと値上がり額の多い月では、前年同月で43%増額されている月もあります。

また、電気の使用量そのものも増えているということで、平成23年度と比較して、今現在ではどの程度の増となるか見込がつかない状態であります。

今年度3ヶ月間の料金増の平均を見ましても、前年同月と考えると38%程度増えている状況であります。

今のままですと予算に不足が生じますので、今回繰越金すべてを補正財源として電気料金の支払い不足に対応したいと考えております。

以上です。

佐藤議長 事務局長の説明が終わりました。

直ちに質疑を許します。

(「なし」の声)

佐藤議長 ないようですので、議案第2号の質疑は打ち切ります。

佐藤議長 議案第3号 匝瑳市ほか二町環境衛生組合廃棄物の処理及び清掃に関する手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し直ちに事務局長の内容の説明を求めます。

川島事務局長 はい、議長。

佐藤議長 はい、事務局長。

川島事務局長 それでは、議案第3号 匝瑳市ほか二町環境衛生組合廃棄物の処理及び清掃に関する手数料条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げます。

本案につきましては、資源ごみ(小)の袋を新しく作ることにつきまして、1枚当たりの手数料を制定するものでございます。

資源ごみにつきましては、衣類・プラスチック容器類・ペットボトル・ビン・ガラス・缶・金属これらを種類ごとに別々に袋に入れて収集所に出すことになっております。このために、今の大きい袋ですとそれぞれの種類で袋を一杯にすることについては、少ない家族、独居生活の家庭では半年、1年経っても一杯にならないとの苦情もあり、相当な日数もかかるあるいは非合理的であるとの意見がありました。

予ねてより要望のあったものであります。本年度当初予算に計上されておりますので、資源ごみ(小)を作ることにつきまして、大きさも今までのものの半分ということですので、手数料も半分の1枚当たり10円と設

定するものであります。

こちらに対照表がございます。可燃ごみ（大）・可燃ごみ（小）・不燃ごみ・資源ごみ袋・シールの次に資源ごみ（小）をつけまして1枚につき10円と設定したいと思います。

以上です。

佐藤議長 事務局長の説明が終わりました。

直ちに質疑を許します。

椎名議員 はい、議長。

佐藤議長 はい、椎名議員。

椎名議員 私は、10円という根拠についてもう少し検討が必要かと思えます。

ある程度、政策誘導で資源ごみに協力をしてもらい、可燃ごみを減らす意味でもそういうことであれば、単純に半分であるから10円ではなくて、もっと安くすることによって、利用が増えるのではないかということなぜ10円なのか説明をお願いしたい。

川島事務局長 はい、議長。

佐藤議長 はい、事務局長。

川島事務局長 今までの組合の設定ですが、この対照表にあります可燃ごみ袋の（大）につきましては、容量としては300となっております。

これは1枚につき40円ということで可燃袋（小）は半分の150で1枚につき20円、不燃ごみ袋が400ということになっており、1枚につき40円、資源ごみ袋は1枚につき20円ということで、これも400の容量がありました。

容量的に今回作成するものが200なので数値的に、10円程度でもよいかと思い設定いたしました。

佐藤議長 椎名議員よろしいですか。

椎名議員 はい。

佐藤議長 はい、議長。

佐藤議長 はい、佐藤議員。

佐藤議員 価格は近隣、山武市、旭市と比較した時には、匝瑳は高いと言われた経過があるのですが、本当に高いものなのか、こちらの方が品が良いのか説明をお聞きしたいと思います。

川島事務局長 はい、議長。

佐藤議長 はい、事務局長。

川島事務局長 現在持っているデータで、旭市ですが可燃ごみ袋の（大）30ℓで1枚45円、可燃の（小）が15ℓで1枚25円、資源ごみにつきましては、物によって大きさが違いますが、缶40ℓ、ビン30ℓ、ペットボトル45ℓこれはそれぞれ25円となっております。不燃ごみは40ℓで1枚45円です。

佐藤議長 他にございませんか。

（「なし」の声）

佐藤議長 ないようでございますので、議案第3号の質疑を打ち切ります。
以上で議案に対する質疑を終結いたします。

佐藤議長 続いて、日程第8の討論に入ります。

討論の申し出はございますか。

（「なし」の声）

佐藤議長 お諮りいたします。討論の申し出がありませんので、討論を終結することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

佐藤議長 異議なしと認め、討論を終結いたします。

佐藤議長 これより、日程第9の各議案の採決に入ります。

議案第1号 平成23年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定することに賛成の方は、挙手願います。

佐藤議長 全員賛成でございます。

よって、議案第1号は、原案のとおり認定されました。

佐藤議長 議案第2号 平成24年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

佐藤議長 全員賛成でございます。

よって議案第2号は原案のとおり可決されました。

佐藤議長 議案第3号 匝瑳市ほか二町環境衛生組合廃棄物の処理及び清掃に関する手数料条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

佐藤議長 全員賛成でございます。

よって議案第3号は原案のとおり可決されました。

これにて、議案の採決を終結いたします。

佐藤議長 暫時休憩いたします。開始は、11時10分といたします。

佐藤議長 それでは、日程第10一般質問を行います。その前に議席番号4番鈴木議員が所用のため退席をいたしましたのでご報告申し上げます。

それでは、日程第10一般質問を行います。その前に予め申し添えます。

一般質問については重複する事項は避け、円滑に議事を終了することができますようご協力をお願いいたします。

なお、一般質問の発言時間については、答弁時間を含め概ね60分を目安としていただけますように重ねてご協力をお願いいたします。

それでは、通告により質問を許します。

佐藤議長 椎名議員。

椎名議員 2番椎名義光です。一般質問を行います。

私は、当組合の施設及び土地を利用した太陽光発電事業が可能であるという立場から、その見解を伺うものであります。

趣旨につきまして、今般東電の値上げがありましたことから、今後の対

策が求められると思います。

その一つは節電であります。自らが電力を作って、自給していく方法もあります。それから、電気を売電してその収益を充てていく。私は、後者の売電について伺うものであります。

昨年3月11日の大震災に伴って福島第一原発が爆発いたしまして、そのことから市民は原発は将来の中では、消えていくものである。

なぜならばあまりにも危険性が高いということと。

放射性廃棄物の処理技術が確立していないということからみれば、やめざるをえないものであることを多くの市民が確信を持ってきているわけです。

その中で、再生可能になることが注目されておりまして、政府も片足は原発においておりますけれども、立場上再生可能である方向を示しております。

その中で買い取り制度というものが、できてきておりまして、現在の価格でも太陽光発電では採算が取れるという状況も出ておりますので、参入業者も出てきているということから、当組合が自力で施設を整備して電力を売る方法もございますけど、多くの自治体が行っているように、施設を貸して参入業者に入っていただいて、参入業者の資金で行ってもらうことも可能になってきている。

今後の松山の施設も、埋立した土地もありますし、あるいは火葬場施設の屋根を利用する可能性もありますので、これを事業化してはどうかと思っているわけでございます。

これらについて、管理者の見解を伺いたいと思います。

こういう中で将来の事業を展開していくには、組合がどうするのかということが、明確になっていなければ事業化が難しいのではないかとということで、今匝瑳市は、東総の広域化ができればそちらに移行する流れが明確になっておりますけれども、少なくとも多古町についてはどこに行くという明

確なものがないわけでありませう。

組合を運営している構成団体としては、やはりお互いが構成団体の将来の展望を持つというのが、普通の考え方で、無くなってしまうのではなく、ここを将来に渡って運営していこうという立場で、ここの施設に対しての維持や新たな施設整備をすることや投資をすることを普通なわけでありまして、それが当組合のやるべき仕事ではないかと思ひます。

将来のこの組合の見通しというものも踏まえまして、先ほど申し上げました電気料金の値上げに端を發しておりますけれども、太陽光発電事業を導入する考え方は無いかどうか伺いたいと思ひます。

以上です。

太田管理者 はい、議長。

佐藤議長 はい、管理者。

太田管理者 ただいまの、椎名議員さんのご質問のお答えさせていただきます。

まず、東電に関しまして値上げに対しての組合はどうするのかということでございますがその前に、私から直接の質問ではありませんが、丁度良い質問内容でありましたので、報告させていただきます。

5月の全員協議会が終わった直後に雑談の中で、東京電力の値上げについて、支払の判断を管理者に任せたいとお話しさせていただきました。

7月に入りまして東京電力から値上げに対して、契約を結べていないのが、当組合が一番最後であるということで成田管内では、しぶしぶではあるけれども、全自治体あるいは組合等で契約にサインをしていただいたので、何とかならないかということで参りましたので、そういうことであればいたしかたないと成田管内最後ということで、東京電力の新規の値上げに対する料金を了承しました。

また、先ほどの第2号議案の光熱費に本格的に予算計上させていただいたというような経緯であります。そのような中で、これから値上げにより

まして支出も非常に多くなるわけであります。

また、組合といたしましても、平成24年度に送風機インバーター設置工事の施工によりまして、節電をしていきたいと思っております。

これが十分に稼働することで、相当な電気料金の節減にもなるだろうと考えております。

その中で、太陽光発電設備を売電を目途に行ってはどうかというご質問でございますけれども、ご案内のように松山清掃工場は、昭和59年に稼働で27年が経過しておるということで、非常に老朽化の問題があり、なかなか難しいのではないかと考えております。

そして山桑メモリアルホールについては、10年経過ということでありましてけれども、後で局長より説明をさせますけれども、建物の構造自体なかなか太陽光発電の整備ということは、難しいところがあるのではないかとというようなことでございます。

太陽光発電につきましては、全国的な展開の兆しがあるわけでございます。

当組合といたしましても、研究調査を重ねていきたいと考えております。

また、広域ごみ処理施設ということで、匝瑳、旭、銚子で建設に向けて色々と説明会がなされているわけでございます。

匝瑳市が広域に移行する流れということの中で、匝瑳市を考えれば1市2町の枠組みが堅持できないということで、市長の立場としては非常に心苦しい次第でございます。

現在3市のごみ処理施設につきましては、地元説明会が鋭意行われておるということで、16町内の中で13町内が協定されたと話を伺っております。

ご案内のように当組合といたしましては、東総広域市町村圏事務組合の新施設ができるまで、更新事業あるいは補修を施しながら、匝瑳市、多古町、横芝光町という中でこの清掃工場を維持管理していきたいと考えてお

りますので、ご理解のほどお願いしたいと思っております。

後は事務局より説明させます。

川島事務局長 はい、議長。

佐藤議長 はい、事務局長。

川島事務局長 それでは、管理者の補足説明ということで説明させていただきます。

最初に、東電による電気料金値上げの認可についてですが、先ほど管理者からありましたように、平成24年度当初予算につきまして、流動用押込送風機がございまして、これは1号炉、2号炉の2台分及び2次送風機これも1号炉、2号炉にありますがこれを2台にインバーターを設置しまして、消費電力の軽減を図ります。

これにつきましては、去る5月に入札を行いまして、KEE環境工事(株)に3,486万円で契約を締結しております。

ただこの機器については、製造時間が4～5ヶ月かかり、現在機器の制作中であり11月あるいは12月に現地工事が実施できる見込みとなっております。

その分の節電効果あくまで算定見込ですが、25%の節電効果が見込まれるのではないかと考えております。

電力の固定買取制度ができたということで、太陽光発電の話がございしますが、山桑メモリアルホールに関しましては、これまでも太陽光発電の調査を実施した経緯があります。

実際に職員が屋根に上って調査をしています。

現実として屋根に上ってみると、トップライト上からの明かり取り、ハイサイドライト、ハト小屋という換気用ダクトを付ける場所の色々な関連機器が設置されておまして、突起物がかなり多く、通常太陽光パネルを纏めて設置しやすい場所が、現実にはないという判断であります。

メモリアルホールには、隣に山や木々が生えておりますので、日照関係を考えますと影ができ、発電効率は落ちるということになっております。

スラブ打ちの天井は皆さんご存じのとおり、防水加工を施してありますので、防水を維持しながら実施すると基礎工事等の初期コストが、大分かかる見込みとなっております。

いずれにしましても、引き続き調査研究はしてみたいと考えているところであります。

組合ごみ処理施設の老朽化があつて、広域の移行の話ですが、管理者が先程話しましたように、今匝瑳市が参加している東総地区広域ごみ焼却施設につきましては、現在銚子市の野尻町地区を有力な建設候補として、3市で検討を進めているところであります。

野尻町地区に16町内ある中で、事前協議を進める目的の協定書の締結が6月末現在で、13町内会と締結が済んでいて、残すところ3町内となっております。

組合といたしまして、多古町と横芝光町の今後の詳細につきましては、伺っておりませんので、この広域処理施設が稼働するまでは、現在の施設を修繕等で延命していくように努力するつもりでございます。

以上です。

椎名議員 はい、議長。

佐藤議長 はい、椎名議員。

椎名議員 答弁によりますと、難しいということですが、その中で皆さんに可能性を探っていかなければならないと思います。

技術が進んでいますから、例えば屋上に何か設置するなどあまり固定的に考えなくても、今後、良い機材や性能の良いものがでてきます。現在でも調べますと、空き地に設置する足場パイプを組んでも並べればでき、パワーコンディショナーを繋げばすぐに売電できるようなものもでています。価格についても半値程度になっている。そういう物を組み合わせていけば、期間も10年、20年をみなくても5年から6年で、採算は取れるという物もでていくわけです。

当組合が自力でやらなくても、すぐれた技術を持った業者が、例えば広大な土地の一部を一反部でも、二反部でも貸せばそこに発電所ができるわけです。

ここの中で、節電は限界があると思うので、それを補い電気を作って売るといことが、現実的に必要ではないかと思ひます。

山桑にしても、面積は広いので日影はどうなっているかわかりませんが、施設だけではなくて全体の土地を見て可能な物は利用できるのではないかと、将来の目標ではなくある程度近いなかで、実施するにはどうしたらよいかという検討が必要ではないかと思ひます。

今の法律も42円で売れるのは、とりあえず来年の3月までに実施するものとか一定の区切りがあるので、そこに乗っていかないとできない。

また、違う物ができると思ひますが、政府のだしている物を見ながらやるべきではないかといこと、組合として何か考えるといひますかプロジェクトのようなものを、やってもらえればと私と思ひますが、具体的に本当に検討しようとする決意気持ちがあるか、確認したいと思ひます。

太田管理者 はい、議長。

佐藤議長 はい、管理者。

太田管理者 椎名議員がおっしゃったことは私も理解できるわけでございます。

組合といたしましても、予算のなかで歳入歳出部門のなかで黒字になる収入が増えるかたちであれば、これは積極的に取り組んでいかなければいけないであろうと考えております。

ただ、先ほども申しましたように、太陽光発電といことに関しますと条件的なものもありますし、検討も加えなければいけないと考えております。

また、市役所といこと、市にも業者から公共施設を貸してくれないかとい話しもあります。

確かにその話しはいいんですが、はたしてそういうかたちで、業者に公

共施設を貸して良いものかという問題もありますし、これから全国でもそういう動きになっていくのではないかと思います。

現在、私は業者が公共施設を貸してくれということは、個人的には難しいと考えているところであります。

貸すわけではなくて、議員さんが言われるように組合で実施しては、どうかということだと思いますので、そちらのほうは色々と検討していきたいと思っております。

以上です。

椎名議員 はい、議長。

佐藤議長 はい、椎名議員。

椎名議員 施設貸しについては、調べてみると神奈川県は積極的に公募して、要綱を決めてそれに合う業者を入札のようにやっていますので、どんどん増えるのではと思います。

この組合も自力でやるのが一番いいんですけども、色々なことがあり、すぐには出来ないのではないかと私は思っています、それでは業者はこの財産を活用して、電気を起こしてくれるのではないかとということも、考えております。

そういう方向でも是非やってみてはいかがかと思います。

もう一つ重要なことで、構成自治体の将来のごみ処理のことで、匝瑳市は明確に分かっていますけど、その他もやはりこの組合として持つべきだと、ならば今の枠組みで10年、20年の目標を立ててやれたら一番いいのではないかと、そうすれば施設の更新等も多少できると、ただ修理だけでは限界もあって、新しい施設とうまく合えばいいんですが、そうでない場合には、またかなりの出費があるということですので、私は多古ですけども、できるだけ多古なども仲間に入れていただいて将来も、こういう方向でできるよということ、組合でも検討していただければと思いますので、その点見解を伺いまして終わらしていただきます。

太田管理者 はい、議長。

佐藤議長 はい、管理者。

太田管理者 広域ごみ処理施設の問題ですけども、匝瑳市ほか二町環境衛生組合ということを考えると、現在3市で進めており非常に心苦しいわけでございます。

実は、この問題は匝瑳市と組合が一緒になってしまうような話しになりますが、私は匝瑳市長に就任させていただいて、2年半になるのですが、それ以前に、3市で東広で実施すると県の指示もありまして、各行政の範囲内で、1箇所程度やってはどうかということで、たまたま1市2町の範囲が、東総と香取と山武というようなかたちになって、おそらく匝瑳市だけが東総へ行くというようなかたちになったのではないかと、思っております。

当時は、光町も入っていたと思うのですが、東広のほうが光町が横芝光町ということで解散したわけですけども、その背景もあります。

匝瑳の市議会のなかでも、椎名議員さんと同じようなかたちで質問をされる議員さんもおります。

私も市長としてまた、3市の東広の副管理者ということで話しは進んでおりますけども、その姿勢で私も心がけて、意見を出したり協力をしているわけであります。

そのなかで、やはり個人的には、計画どおりに進めばいいと思っております。

政治的な判断をするということも、近い将来あるのではないかという気持ちをもっております。

その時には、早く関係市町さんと相談できるぐらいの気持ちでいるということで、ご了解いただきたいと思います。

以上です。

佐藤議長 これにて、椎名義光議員の一般質問を終了いたします。

以上で通告のありました質問はすべて終了いたしましたので、これにて
一般質問を終結いたします。

佐藤議長 以上で、本日の日程は、すべて終了いたしました。

皆様方のご協力に対しまして、感謝を申し上げます。

これをもちまして、平成24年9月定例会を閉会いたします。


御苦労さまでございました。

【閉会：午前11時35分】

署 名

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

佐藤晴彦 

会議録署名議員

相 名 義 光 

会議録署名議員

佐 藤 悟 